

協同組合広島県旅行業協会 ひろしま地旅 販売マニュアル (20170224)

1. ブランド総称

「ひろしま地旅」は協同組合広島県旅行業協会が商品展開するブランド総称です。

2. 商品区分（大区分）

(1) ひろしま地旅

協同組合広島県旅行業協会（以下、「組合」といいます。）が企画・実施する国内募集型企画旅行組合と受託契約を締結する組合員旅行業者が販売できます。

《旅行企画・実施》協同組合広島県旅行業協会

広島県知事登録旅行業第 2-182 号・一般社団法人全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者 小田明子

〒732-0052 広島市東区光町 1 丁目 11 番 5 号 チサンマンション広島 1-303 号

Tel 082-264-4585 Fax 082-264-3199

営業時間 平日 9:00～17:25

土曜日・日曜日・祝祭日休業、その他臨時休業日あり

(2) 広島県旅行業協会加盟の旅行会社が提供する旅行商品

協同加盟の旅行会社が旅行企画・実施する国内募集型企画旅行で、地元地域の魅力をもっと伝えたい思いで企画した組合のおすすめの旅行商品を掲載しています。

当該旅行商品を旅行企画・実施する組合員旅行業者と受託契約を締結する組合員旅行業者が販売できます。

販売を希望する組合員は、当該旅行商品を旅行企画・実施する組合加盟の旅行会社、又は、組合にお問い合わせください。

このコーナーに掲載する旅行は、当該旅行商品を旅行企画・実施する組合加盟の旅行会社の旅行条件及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）が適用され、また、旅行代金の支払い・精算等、及び、販売手数料に関する制度は当該旅行商品を旅行企画・実施する組合加盟の旅行会社が定めるものとなります。

3. ひろしま地旅の商品区分

ひろしま地旅は「グループ専用の貸切型プラン」と「旅行実施日設定の募集型プラン」の 2 種類あります。

(1) グループ専用の貸切型プラン

団体・グループによる貸切型のプランで、他のお客様・グループの同乗はありません。

(2) 旅行実施日設定の募集型プラン

旅行実施日・募集人数等を設定したスタンダードな形状の募集型企画旅行で、個人・団体・グループの参加申込みを受け付けるプランです。

原則として「おとな 1 名」からお申込みを受け付けます。

4. ひろしま地旅の販売手数料

(1) ひろしま地旅の販売手数料率は適用旅行代金の 8%となります。（平成 29 年 2 月 24 日現在）

(2) 販売手数料率が異なるコース・プランがある場合、別途お知らせします。

(3) 販売手数料の計算で生じる 1 円未満の端数は切捨てとします。

(4) 取消料に係る販売手数料はありません。

5. ひろしま地旅 グループ専用の貸切型プラン

- (1) このプランは「発生手配ベース」を原則とし、お客様の旅行希望日、お人数等をお知らせいただき手配着手します。
- (2) 旅行内容により手配回答まで数日を要することがあります。
- (3) 手配完了後、国内募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）の成立とし、所定の申込金を申し受けます。
- (4) 申込金の額は各コース・プランに表示しております。なお、申込金の額は旅行代金全額の場合があります。
- (5) コース・プランにより「発着地の変更」など旅行内容の小幅なアレンジが可能な場合があります。なお、原則として、アレンジ手配後の旅行も組合が旅行企画・実施する国内募集型企画旅行として取り扱います。

アレンジ手配について

- ▶ 大幅なアレンジ手配を要するもの、取消料対象期間内によるお申し込み・お申し出の場合は、アレンジ手配や旅行実施をお断りすることがあります。
 - ▶ アレンジ手配が可能なコース・プランの場合でアレンジ手配の依頼があった場合、まず、基本的な旅行内容の手配を完了させ旅行契約の成立となります。アレンジ手配は基本的な旅行内容の手配完了後（旅行契約締結後）おこなうこととし、そのうえで旅行代金の再計算又は追加旅行代金を算出します。
 - ▶ 取消料は、再計算した旅行代金又は追加旅行代金を加算した額の旅行代金が基準となります。
 - ▶ アレンジ手配をおこなった旅行は、基本設定に添乗員同行プランとするものであっても、組合が手配する添乗員の同行はありません。なお、販売旅行業者で添乗する場合の添乗員の旅行代金はお客様と同額を申し受けます。また、組合は当該添乗員の諸経費の一切を負担しません。
- (6) 組合が指定する日までに旅行参加者名簿の提出が必要です。（旅行参加者名簿／氏名（漢字・ふりがな）、性別、年齢（年齢に併せて大人・子ども・幼児の区分）、住所、連絡先）
 - (7) 子ども旅行代金の設定があるもの、無いものがありますのでご注意ください。子ども旅行代金の設定が無いもの及び表示の無いコース・プランは、大人の旅行代金と同額です。
 - (8) 所定の期日を過ぎて、お客様都合による参加人数の減少・全面取消があった場合は、必ずお客様から旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に基づく取消料を収受してください。組合は取消料減免等の願書は受け付けません。（次項の旅行実施日設定の募集型プランも同様です。）

6. ひろしま地旅 旅行実施日設定の募集型プラン

- (1) お客様から参加希望があった場合、組合に空席等の照会をおこなってください。
- (2) 空席があり、お客様から旅行契約の申込みがあった時点で申込金（申込金は旅行代金全額の場合があります。）を申し受け旅行契約の成立となります。
- (3) 「子ども」を対象とするコース・プランを除き、大人（親権者又は保護者）の同行のない「子ども」だけの参加はできません。
- (4) 「未成年者（6歳以上20歳未満）のみで参加する場合」、又は、「親権者以外の方（成人を含む）が同行される場合」には、親権者の同意書の提出が必要です。

7. 子ども・幼児について（貸切型プラン・募集型プラン共通）

- (1) 子ども旅行代金の設定は、「おとな・子ども同額プラン」「子ども旅行代金設定プラン」などコース・プランにより異なります。

- (2) 子ども旅行代金は、旅行実施日（実施日初日基準）における満年齢が「6歳以上12歳未満」に適用し、就学前6歳・12歳小学生の特例は設けません。
- (3) 旅行実施日の満年齢が5歳以下を「幼児」とします。
- (4) 貸切バスまたはタクシーを利用するコース・プランについて、3歳以上5歳以下の幼児は、組合の安全方針により貸切バスまたはタクシーの座席を確保し「幼児の旅行代金」を申し受けます。なお、幼児の旅行代金では貸切バスまたはタクシーの座席以外の旅行サービス（食事など）の提供はありません。幼児の旅行代金の額はおたずねください。
- (5) 2歳以下の幼児は、基本的に大人の相席（ひざの上）となり無料とします。なお、貸切バスまたはタクシーの座席の確保を希望される場合は、幼児の旅行代金でお申し込みいただけます。
- (6) 幼児（5歳以下）で、貸切バスまたはタクシーの座席の確保及び旅行中の食事など全ての旅行サービスの提供を希望される場合は、「子ども旅行代金」でお申し込みいただけます。
- (7) 無料扱いとなる幼児であっても国内旅行災害補償制度に加入しますので、該当幼児がある場合は必ず旅行申し込み時に人数等を申し出てください。

8. 各種書面・旅行サービスの受領に必要なバウチャー等について

- (1) 取引条件説明書面は組合ホームページ「旅行条件書」にPDFで貼り付けてありますので、旅行申込時にプリントアウトして必ずお客様にお渡しください。
- (2) コース・プランにより最終旅行日程表（確定書面）を交付するものがあります。交付する場合、組合から販売旅行者へ最終旅行日程表（PDF）をメール添付でお送りします。お客様には販売旅行者で必要部数プリントアウトしてお渡しください。
- (3) 主な利用交通機関を貸切バスとするコース・プランであって、旅行申し込みの段階で利用する貸切バス会社名が確定されていない場合、確定されしだい販売旅行者に貸切バス会社名をメールで通知します。販売旅行者は、通知がありしだい直ちにお客様に貸切バス会社名をお知らせください。なお、お客様へのお知らせ方法は、原則としてファクシミリ又はメールを基本としますが、これらの方法を希望されないお客様へは書面（手渡し・郵送等）でお知らせすることになります。
- (4) コース・プランにより旅行サービスの受領に必要なバウチャーを交付するものがあります。交付する場合、組合から販売旅行者へバウチャー（PDF）をメール添付でお送りします。お客様には販売旅行者でプリントアウトしてお渡しください。
- (5) 請求書等の各書面についても原則としてPDFをメール添付でお送りすることとします。

9. 旅行代金の支払い・精算等について

- (1) ひろしま地旅販売マニュアル別紙「ひろしま地旅 グループ専用の貸切型プラン 申込み・手配・実施・精算等のフローチャート」で大まかな流れをご確認ください。募集型プランについても、このフローチャートに準じた流れとなります。
- (2) 組合から販売旅行者に対する旅行代金の請求は、販売手数料を差し引いた額となります。
- (3) 旅行代金・申込金等のお支払い期日は、組合が発行する請求書に明記しますが、概ね、旅行出発日前までのお支払いとなります。